

令和4年度国民健康保険事業会計の補正について

○補正第1号（令和4年第2回定例会 可決）

1 補正理由

（1）国民健康保険料のコロナ減免 【賦課事務経費】

3月14日付厚労省事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、国民健康保険料の減免を行うこととされた。なお、国が減免額の最大10分の10を財源措置する。この対策を行うため、保険料及びその他関連する歳入の財源更正等ならびに減免に伴い生じる事務経費等の歳出について補正予算を計上する。

（2）標準システム移行準備 【一般事務経費】

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」にて、標準システムへの移行が義務とされた。国民健康保険システムは、既に国が開発し運用をしている「市町村事務処理標準システム」に移行する。システム変更のため、導入作業の準備等で正規職員の業務負担が大きくなることが予測されることから、軽減を図るため人材派遣職員を活用する。そのための補正予算を計上する。

2 補正内容

歳入	計	52,594 千円
国民健康保険料		△302,400 千円
保険給付費等交付金		360,000 千円（国の財政支援措置）
一般会計繰入金		△5,006 千円
歳出	計	52,594 千円
賦課事務経費		36,257 千円
人材派遣経費、業務委託経費、システム保守経費、郵券、消耗品		
一般事務経費		16,337 千円

3 コロナ減免の概要

（1）対象世帯および減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

【減免額】全額

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定要件に該当する世帯（事業収入等の3割以上の減少等）

【減免額】前年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じて得た額

(2) 対象となる保険料

令和4年度および令和4年度（令和3年度分）の保険料であって、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されている保険料

(3) 想定

令和3年度ベース（2,900世帯の減免、減免額3.6億円）を想定

4 標準システム移行準備の概要

人材派遣職員（4人）が国民健康保険課の通常業務に従事することで、正規職員のシステム移行の業務負担を軽減する。

4年度は現行システムの業務フロー作成、フィットアンドギャップ調査（現仕様と標準システムの相違調査）、ギャップへの対応策検討、導入事業者選定仕様書作成を行う。5年度導入事業者選定、6～7年度移行作業、7年12月末本番稼働を想定している。